

第22号議案 令和3年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

目次	ページ
1 令和3年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表	1
2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ	2
3 令和3年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント	3～4
4 令和2・3年度保険料率について	5
5 保険料に係る見直しについて	5～6
6 本市の後期高齢者医療の概要（参考）	7
7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）	8

市 民 健 康 部

令 和 3 年 2 月



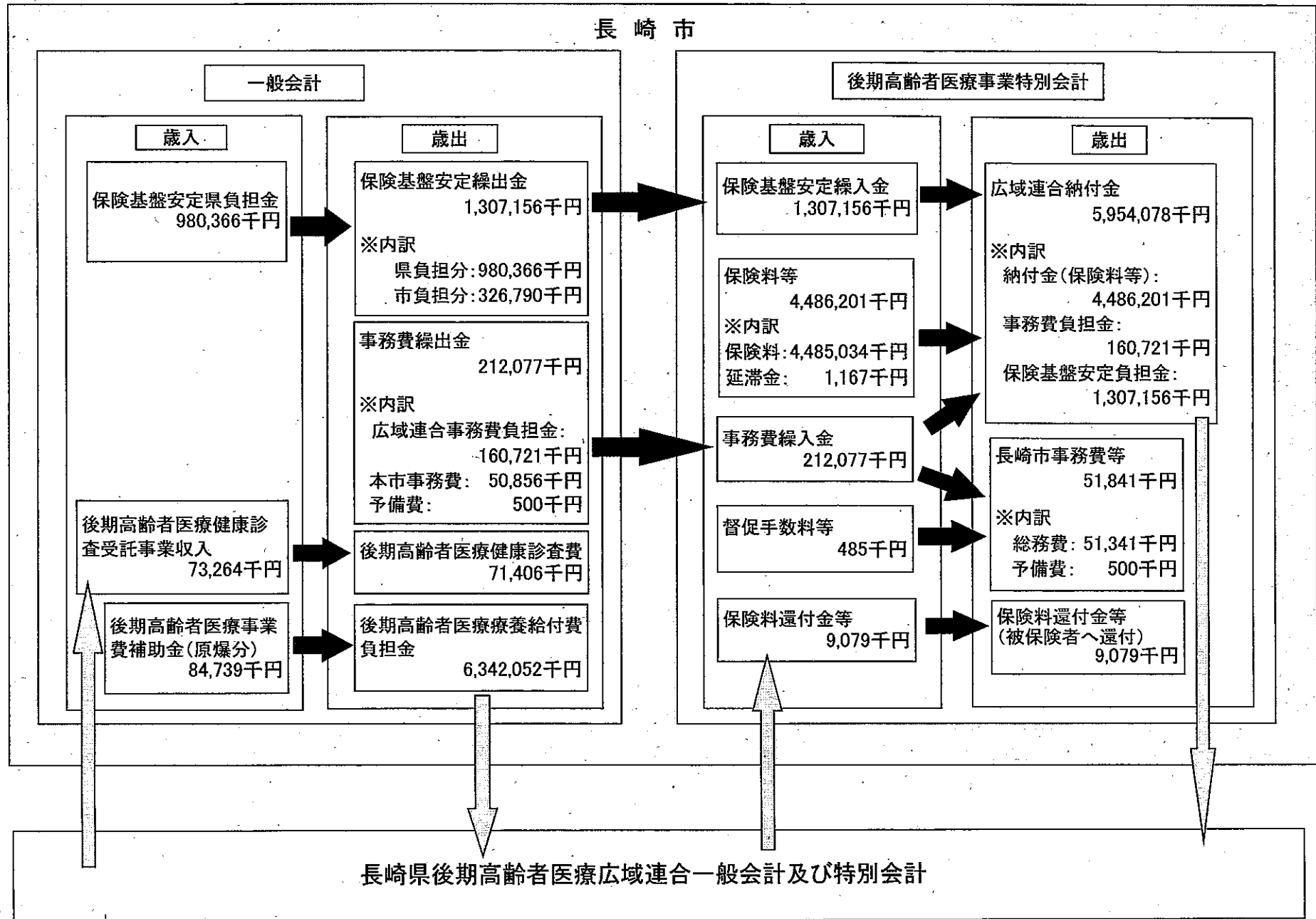
1 令和3年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表

(単位:千円)

歳		入		
款項	目	3年度 当初予算 A	2年度 当初予算 B	増減 A-B
1	後期高齢者医療保険料	4,485,034	4,294,691	190,343
	1 後期高齢者医療保険料	4,485,034	4,294,691	190,343
	1 特別徴収保険料	2,753,812	2,630,552	123,260
	2 普通徴収保険料	1,731,222	1,664,139	67,083
2	使用料及び手数料	472	505	▲ 33
	1 手数料	472	505	▲ 33
	1 証明手数料	1	1	0
	2 督促手数料	471	504	▲ 33
3	繰入金	1,519,233	1,522,746	▲ 3,513
	1 一般会計繰入金	1,519,233	1,522,746	▲ 3,513
	1 保険基盤安定繰入金	1,307,156	1,301,220	5,936
	2 事務費繰入金	212,077	221,526	▲ 9,449
4	繰越金	1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5	諸収入	10,258	9,826	432
	1 延滞金、加算金及び過料	1,168	1,122	46
	1 延滞金	1,167	1,121	46
	2 過料	1	1	0
	2 償還金及び還付加算金	9,079	8,694	385
	1 保険料還付金	8,971	8,590	381
	2 還付加算金	108	104	4
	3 雑入	11	10	1
	1 雑入	11	10	1
	合 計	6,014,998	5,827,769	187,229

歳		出		
款項	目	3年度 当初予算 A	2年度 当初予算 B	増減 A-B
1	総務費	51,341	72,754	▲ 21,413
	1 総務管理費	27,788	48,351	▲ 20,563
	1 一般管理費	27,788	48,351	▲ 20,563
	2 徴収費	23,553	24,403	▲ 850
	1 徴収費	19,842	20,653	▲ 811
	2 滞納処分費	3,711	3,750	▲ 39
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,954,078	5,745,821	208,257
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,954,078	5,745,821	208,257
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,954,078	5,745,821	208,257
3	諸支出金	9,079	8,694	385
	1 償還金及び還付加算金	9,079	8,694	385
	1 保険料還付金	8,971	8,590	381
	2 還付加算金	108	104	4
4	予備費	500	500	0
	1 予備費	500	500	0
	1 予備費	500	500	0
	合 計	6,014,998	5,827,769	187,229

2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ



### 3. 令和3年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント

#### 【歳入】

#### (1) 1款1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	内 容	令和3年度 当初予算①	令和2年度 当初予算②	増減 ①-②
1 特別徴収 保険料	年金から天引き (介護保険料が天引きされている年金額が年 間18万円以上の方)	2,753,812	2,630,552	123,260
2 普通徴収 保険料	納付書により納入(上記以外の方、若しくは 介護保険料と当該保険料額を合わせた額が年 金受給額の1/2を超過する方、又は年金天引 きではなく口座振替を希望される方)	1,731,222	1,664,139	67,083
	計	4,485,034	4,294,691	190,343

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

#### (2) 3款1項 一般会計繰入金

##### ア 1目 保険基盤安定繰入金

(単位：千円)

内 容	令和3年度 当初予算①	令和2年度 当初予算②	増減 ①-②
所得の低い方に係る保険料の軽減(均等割額の7・5・2割 軽減)分及び被用者保険の被扶養者だった方の軽減(均等 割額の5割軽減)分を、一般会計から繰入れる。	1,307,156 (県3/4 980,366) (市1/4 326,790)	1,301,220 (県3/4 975,914) (市1/4 325,306)	5,936 (県3/4 4,452) (市1/4 1,484)

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

##### イ 2目 事務費繰入金

(単位：千円)

	内 容	令和3年度 当初予算①	令和2年度 当初予算②	増減 ①-②
広域連合 事務費	広域連合運営や保険給付に係る人件費及び 事務費のうち本市負担分(※)	160,721	148,789	11,932
本市 事務費	・事務費 50,856千円 ・予備費 500千円	51,356	72,737	▲ 21,381
	計	212,077	221,526	▲ 9,449

(※) 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

【歳出】

(1) 2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金 【事業費5,954,078千円】

歳入項目	広域連合納付金 (単位：千円)			主な増減の理由
	令和3年度 当初予算①	令和2年度 当初予算②	増減 ①-②	
保険料 (※1)	4,485,034	4,294,691	190,343	令和2年度の賦課総額が、見込みより上回っていたことに伴う増。
延滞金	1,167	1,121	46	
保険基盤安定繰入金 (※2)	1,307,156	1,301,220	5,936	対象人数が増加したことによる保険基盤安定負担金の増。
広域連合事務費繰入金 (※3)	160,721	148,789	11,932	広域連合事務費負担金の増。
計	5,954,078	5,745,821	208,257	

(※1) 市は保険料を徴収し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。  
(高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第105条)

(※2) 低所得者及び被用者保険の被扶養者だった方に係る保険料軽減分を県3/4及び市1/4の割合で負担し、市が取りまとめて広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第99条及び第105条)

(※3) 広域連合運営や保険給付に係る人件費及び事務費を県内21市町が按分して負担する。  
(長崎県後期高齢者医療広域連合規約第17条)  
按分内訳：経費の1割は均等割、5割は高齢者人口割、4割は人口割、本市負担率約28%

#### 4 令和2・3年度保険料について

高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、保険料の料率は2年ごとに見直すことになっており、長崎県下の令和2・3年度の保険料については、均等割り額及び所得割額については以下のとおりとなっている。

(保険料算定方法)

均等割額 (被保険者全員) 47,200円	+	所得割額 (被保険者の前年の総所得 -43万円※)×8.98%	=	保険料 年額最高64万円
-----------------------------	---	---------------------------------------	---	-----------------

※ 所得割額における基礎控除額について、令和2年度と比較して10万円の増。(詳細P6)

- ・同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額が基準以下の場合は均等割額の軽減がある。(詳細P6)
- ・制度加入直前に社会保険の被扶養者であった被保険者には所得割額は賦課されず、均等割額も制度加入後2年間5割軽減される。

#### 5 保険料に係る見直しについて

(1) 保険料均等割額の軽減特例措置の見直し

平成28年12月22日に社会保障制度改革推進本部が決定した「今後の社会保障改革の実施について」を踏まえ、保険料均等割軽減特例(9割、8.5割)について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて令和元年度から次の表のとおり見直しとなった。

年度	9割軽減対象者 ※1	8.5割軽減対象者 ※2
令和元	8割軽減	8.5割軽減
令和2	7割軽減	7.75割軽減
令和3	7割軽減	7割軽減

※1 9割軽減対象者：同一世帯の被保険者と世帯主の前年所得合計額が33万円以下かつ被保険者が年金収入のみで年額80万円以下

※2 8.5割軽減対象者：同一世帯の被保険者と世帯主の前年所得合計額が33万円以下

(2) 平成30年度税制改正に伴う広域連合条例の改正

令和3年1月からの個人所得課税が見直され、給与所得控除及び公的年金等控除の額が10万円引き下げられ基礎控除額に振り替えられることに伴い、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、低所得者の保険料に係る軽減判定所得の算定方法が見直された。

	改正前基準額	改正後基準額
7割軽減	33万円(基礎控除額)	43万円(基礎控除額) <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>
5割軽減	33万円+28.5万円×被保険者数	43万円+28.5万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>
2割軽減	33万円+52万円×被保険者数	43万円+52万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>



## 6 本市の後期高齢者医療の概要(参考)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
平均被保険者数(人)	64,673	65,514	65,475	65,335
医療費総額 (千円)	84,663,403	86,183,971	86,916,790	87,579,776
一人あたり医療費(円)	1,309,100	1,315,505	1,327,481	1,340,473
保険料率	(均等割額) 45,800円 (所得割率) 8.67%	(均等割額) 45,800円 (所得割率) 8.67%	(均等割額) 47,200円 (所得割率) 8.98%	(均等割額) 47,200円 (所得割率) 8.98%
一人あたり保険料額※(円)	61,081	62,098	65,174	66,670

※毎年度6月当初賦課時点において、賦課総額を賦課対象被保険者数で除した金額。

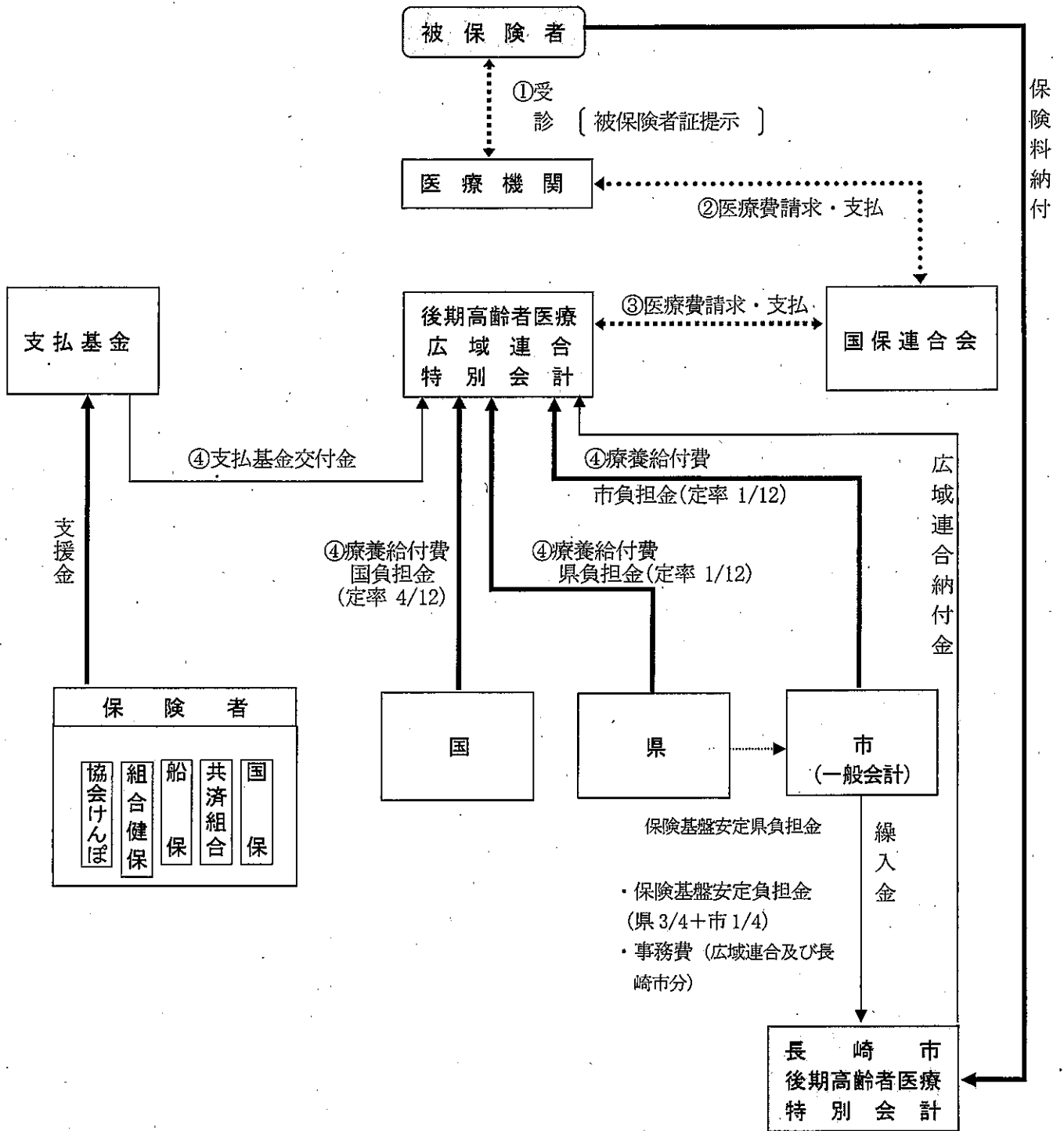
令和3年度は推計値。

所得階層別被保険者数(人) (令和3年1月末)	現役並み 所得者	一般	住民税非課税	住民税非課税 (年金収入80万円 以下など)
	3,222	29,441	17,365	15,319

※令和3年1月末被保険者数合計 65,347人

## 7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）

### (1) 医療費等の流れ図



### (2) 後期高齢者医療費負担割合

医療等の実施月	保険料	支払基金交付金	公費 (注)			
			合計	国庫負担金	県負担金	市負担金
平成20年4月～	10/100	40/100	50/100	4/12	1/12	1/12

(注) 公費内での負担割合 (国: 県: 市 = 4 : 1 : 1)